財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
604	地域	36	九州アジア観光アイランド総合特区	クルーズ観光環境づくり（クルーズ客船受入のためのターミナル施設等整備事業）のうち、長崎港松が枝国際ターミナル整備事業の岸壁整備	九州のみならず我が国のゲートウェイとして、今後見込まれる東アジアにおけるクルーズ市場の急速な拡大などによる、クルーズ客船の寄港増や大型化に対応するため、長崎港松が枝地区国際ターミナル拡張を行うこととし、そのうち客船対応岸壁について国直轄事業で整備する。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市	国土交通省	港湾改修（重要）事業	拡充	長崎港は、日本を代表するクルーズ客船の寄港地として、数多くのクルーズ客船を受け入れており、東アジアに我が国で最も近いという地理的要因などから、東アジア定点クルーズの多くがファーストポートとして利用するなど、長崎港は、今後も外航クルーズにおける、九州のみならず我が国のゲートウェイとして大きな役割を果すものと確信している。このようなことから、今後見込まれる東アジアにおけるクルーズ市場の急速な拡大などによる、クルーズ客船の寄港増や大型化に対応するため、松ヶ枝地区国際ターミナルを拡張することとし、現在、港湾計画変更の手続きを進めている。 この事業は、平成26年度に事業化し、新幹線西九州ルートの長崎延伸が予定される平成34年度までの完成を目指しているが、その早期実現のためには国直轄事業と県事業の合同プロジェクトによる効率的な整備が必要不可欠である。よって、現行制度において国直轄事業による整備ができない客船対応岸壁について、国直轄事業で整備できるよう拡充する。 なお、この国直轄事業に伴う国庫負担割合は、現行制度で最高率の55%とする。	1回目	国土交通省 港湾局 計画課	港湾整備事業	B		既存制度で対応可能であり、提案内容にある様な制度拡充を行うためには、他地域とのバランスや必要性・緊急性・広域性等を踏まえ、慎重な検討を行う必要がある。		c	既存の旅客船対応岸壁の改良延伸事業においても、既存施設が国有財産であったため、同一管理者が施工することが望ましいとして、直轄事業で実施している。今回の整備要望も客船の大型化に対応する改良延伸事業であることから、要望の主旨も踏まえ、直轄事業での採択の再検討をしていただきたい。		国土交通省から、既存制度で対応可能であり、制度拡充については慎重な検討を行う必要がある旨の見解が示されている。指定自治体は直轄事業での採択の再検討を希望している。しかしながら、指定自治体からは国直轄事業とするためのデータや資料が示されず、協議を継続しても同様の議論の繰り返しとなり、今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、一旦協議を終了し再検討すること。	Ⅳ
											2回目												
605	地域	36	九州アジア観光アイランド総合特区	クルーズ観光環境づくり（クルーズ客船受入のためのターミナル施設等整備事業）のうち、長崎港松が枝国際ターミナル整備事業の岸壁整備と一体となった背後埋立	九州のみならず我が国のゲートウェイとして、今後見込まれる東アジアにおけるクルーズ市場の急速な拡大などによる、クルーズ客船の寄港増や大型化に対応するため、長崎港松が枝地区国際ターミナル拡張を行うこととし、岸壁背後の公共埋立について岸壁工事の一環として国直轄事業で整備する。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市	国土交通省	港湾改修（重要）事業	拡充	長崎港松が枝国際ターミナル拡張計画では、岸壁延伸に合わせ背後を埋め立て、アジアにおける九州（我が国）のゲートウェイにふさわしい機能として、CIQ機能を備えた旅客ターミナルビルや、円滑な交通環境を整える臨港道路や大型バス等の駐車場、背後観光地の景観と調和した緑地の整備などを行うこととしている。そのうち背後公共用地の埋立は、通常、県が起債事業等を活用して整備を行っているが、同用地は岸壁と一体不可分の施設であり、ターミナル拡張計画の基本となる施設であることから、国際戦略港湾の岸壁に附帯する荷さばき地同様、岸壁に附帯する公共用地として国直轄事業で整備する。	1回目	国土交通省 港湾局 計画課	起債事業	B		既存制度で対応可能であり、提案内容にある様な制度拡充を行うためには、他地域とのバランスや必要性・緊急性・広域性等を踏まえ、慎重な検討を行う必要がある。		b	岸壁の安定と構造から裏埋土は必要であることから、エプロン範囲までの施行区分でなく、岸壁埋立土砂の安定勾配までを岸壁事業として承認していただくことを条件として了解とする。		国土交通省から、既存の起債事業として対応可能との見解を示されている。指定自治体は国直轄事業での採択を希望しているが、条件付きで了解している。そのため、指定自治体へ2回目の書面協議要望について確認したところ協議要望は無かったため、今後再検討することとし一旦協議を終了する。	Ⅴ
											2回目												
606	地域	36	九州アジア観光アイランド総合特区	クルーズ観光環境づくり（クルーズ客船受入のためのターミナル施設等整備事業）のうち、長崎港松が枝国際ターミナル整備事業の旅客ターミナルビル整備	九州のみならず我が国のゲートウェイとして、今後見込まれる東アジアにおけるクルーズ市場の急速な拡大などによる、クルーズ客船の寄港増や大型化に対応するため、長崎港松が枝地区国際ターミナル拡張を行うこととし、旅客ターミナルビル整備について国庫補助事業を活用する。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	長崎港松が枝国際ターミナル拡張計画では、岸壁延伸に合わせ背後を埋め立て、アジアにおける九州（我が国）のゲートウェイにふさわしい機能として、CIQ機能を備えた旅客ターミナルビルや、円滑な交通環境を整える臨港道路や大型バス等の駐車場、背後観光地の景観と調和した緑地の整備などを行うこととしている。そのうち旅客ターミナルビルは、通常起債事業等で整備を行っているが、今回、国際ターミナルビルは、多くのクルーズ客に対し円滑なCIQを実施することや、余裕をもって休憩できる待合ロビーなどを確保することでターミナル機能の利便性を向上し、寄港し安い環境づくりを行うものであり、ターミナルビル自体は収益も伴なわないことから、公共性が高い施設として社会資本整備総合交付金を活用するものである。	1回目	国土交通省 港湾局 計画課	社会資本整備総合交付金	B		旅客船ターミナルの整備については、既存制度で対応可能であるが、現時点において具体的な事業内容や必要性・緊急性等が明らかになっていないことから、引き続き検討を行う必要がある。		b	「引き続き検討を行う必要がある」との見解でありますので、具体的な検討に入った段階で再検討もあると認識して了解する。		国土交通省から、既存制度で対応可能との見解を示されている。指定自治体は社会資本整備総合交付金での採択を希望しているが、条件付きで了解している。そのため、指定自治体へ2回目の書面協議要望について確認したところ協議要望は無かったため、今後再検討することとし一旦協議を終了する。	Ⅴ
											2回目												